

## 資料提供

令和7年12月19日（金）  
保健医療部生活衛生課食の安全対策室  
(担当者 室長補佐 潤澤 弥生)  
(連絡先 029-301-3424（内線）3421、3424)  
農林水産部農業技術課  
(担当者 課長補佐 飯塚 俊祐)  
(連絡先 029-301-3894（内線）3934)

### 「ほうれんそう」から基準値を超える農薬（ルフェヌロン）の検出について

令和7年12月5日（金）、宮城県から「12月1日（月）に、仙南保健所が抜き取り検査を行った結果、鉢田市産の「ほうれんそう」から、食品衛生法の残留基準値を超える農薬（ルフェヌロン）を検出した」旨の連絡がありました。

このため、潮来保健所・鹿行農林事務所が事実関係を調査したところ、当該「ほうれんそう」の農薬の適用外使用があったことが確認され、生産者に対し農薬の適正使用についての指導を実施しました。また、販売・流通の事実が確認されましたので、潮来保健所長は本日、販売者に対し食品衛生法第59条に基づく回収を命じました。

なお、当該販売者や当該生産者に対しましては、宮城県からの連絡を受けて直ぐに、保健医療部と農林水産部において、安全な農産物の流通や農薬の適正使用の徹底について指導し、再発防止を図っております。

また、通常の食生活において当該「ほうれんそう」を食べても、健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

#### 1 違反事実等

##### （1） 収去日

令和7年12月1日（月）

##### （2） 違反品：ほうれんそう

##### （3） 検査結果

ルフェヌロン 0.85ppm 検出（基準値 0.01ppm）

※ ppmとは、濃度や割合を示す単位で、100万分の1を表しています。1 ppmの農薬が検出されたということは、1kgの農産物中に 1mgの農薬が含まれているということを意味しています。

##### （4） 生産者及び販売者

生産者：大塚淳一（鉢田市）

販売者：ピュアグリーンアグリ協同組合 代表理事 木村 貴浩  
(鉢田市舟木 47-21)

#### 2 販売先及び販売数

販売年月日：令和7年11月28日（金）

販売数：200g×25袋×80箱

※販売数のうち、6袋は宮城県の検査で使用。

販売先：茨城県内を含む卸売市場及び食品販売店9店舗

### 3 県の対応等

- ・ 県は食品衛生法第 59 条に基づき違反品の回収を命令しました。
- ・ 県は今後、違反品の回収状況の確認を行います。
- ・ 県は農薬の適正使用の徹底について指導を行いました。

### 県民の皆様へ

ルフェヌロンのADI（1日許容摂取量）は、体重1kg当たり0.014mgであり、体重60kgの人に換算すると、0.84mg/日となります。この量は今回違反のあった「ほうれんそう」を体重60kgの人が生涯にわたって毎日約1kgを食べ続ける場合に相当します。

今回の違反品である「ほうれんそう」は一袋200gのことから、通常の食生活において人の健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

### 【参考】

#### ルフェヌロンの概要

- 名 称：ルフェヌロン、lufenuron
- 用 途：農薬（殺虫剤）
- 毒 性 評 価：ADI 0.014mg/kg 体重/日

(ADIとは体重1kgあたりの1日許容摂取量、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量)

### 【当該品の画像】

